

平成 26 年 3 月 27 日
総務省関東管区行政評価局
(局長: 大西一夫)

特定外来生物の飼養等の許可、防除等に関する行政評価・監視

<調査結果に基づく通知>

関東管区行政評価局は、地域の住民生活に密着した行政上の問題点を取り上げ、行政運営の改善を図るため、行政評価・監視を実施しています。

今回、栃木行政評価事務所及び群馬行政評価事務所を動員し、生態系、人の生命・身体又は農林水産業に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある特定外来生物について、取扱いの適正化及び効果的かつ効率的な防除を推進する観点から、飼養等の許可、防除の実施状況等について平成 25 年 12 月から調査を実施し、この調査結果を踏まえ、26 年 3 月 27 日、関東地方環境事務所及び関東農政局に対し必要な改善措置を講ずるよう通知しました。

【ポイント】

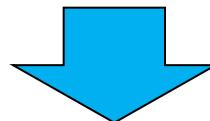
- ① 外来生物法に違反し、無許可で特定外来生物を長期間にわたり飼養している例、飼養等の許可を受けていない者に特定外来生物を譲渡している例あり
- ② 飼養等の許可を受けているが、許可条件を遵守していない例あり
- ③ 県・市町村主体で防除を推進しているアライグマ以外の、市町村が生息するとしている特定外来生物（21 種類）については、防除が進んでいない状況

〈本件照会先〉
総務省関東管区行政評価局
第一部第 1 評価監視官 出浦
電話 : 048-600-2319
FAX : 048-600-2337

調査の概要

調査の背景

- 近年、我が国に持ち込まれた外来生物により、生態系や農林水産業等に被害を及ぼす事例が多数発生
- 国は、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(平成16年法律第78号。以下「外来生物法」という。)を定め、生態系等に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物を特定外来生物として指定(平成26年3月現在107種類)
特定外来生物について、飼養、栽培、保管又は運搬(以下「飼養等」という。)、輸入、譲渡し、野外へ放つことを原則禁止するとともに、国の行政機関による防除のほか、主務大臣が、地方公共団体等が行う防除を促進
- しかし、外来生物法違反による全国の検挙件数は、平成18年の6件から24年の18件に増加。首都圏においても、無許可での特定外来生物の飼養、譲渡し等により外来生物法違反で検挙される事件が発生
また、野生化して繁殖したアライグマによる農作物被害が相次いでいる、野生化したカミツキガメの捕獲数が増加しているなど、住民生活への影響や生物多様性の保全の上で、重要な問題が発生



調査の概要

【主要調査事項】

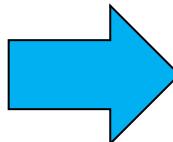
- 1 特定外来生物の飼養等の許可等
- 2 特定外来生物の防除

【主要調査対象】

- 調査対象機関
関東地方環境事務所、関東農政局、関東森林管理局、
関東地方整備局(5事務所・11出張所)
- 関連調査等対象機関
埼玉県、栃木県、群馬県、市町村、関係団体、事業者 等

【調査実施期間】

平成25年12月～26年3月



通知事項

- 1 特定外来生物の取扱いの適正化
 - (1) 飼養等の許可違反への厳正な対応
 - (2) 飼養等の許可を受けていない者への譲渡し等の禁止
 - (3) 許可条件の遵守
- 2 特定外来生物の防除の推進

【通知先】

関東地方環境事務所、関東農政局



アライグマ(環境省HPより)



カミツキガメ(環境省HPより)

1 特定外来生物の取扱いの適正化

(1) 飼養等の許可違反への厳正な対応

制度の概要



アカシカ(環境省HPより)

- 特定外来生物の飼養等は、主務大臣(環境大臣及び農林水産大臣)の許可を受けた場合又は防除に係る捕獲等のやむを得ない場合を除き、禁止。違反した者には罰則(1年以下の懲役又は100万円以下の罰金等)の適用あり
- 学術研究、博物館・動物園等施設における展示、教育、生業の維持等一定の目的で飼養等をしようとする者は、主務大臣の許可を受けなければならないとされ、飼養等の目的が適合しないとき、特定外来生物を適切に取り扱うことができないと認められるときは、主務大臣は許可をしてはならない。
- 主務大臣は、職員に立入検査をさせることができ、許可条件等に違反している場合で必要と認めるときは必要な措置を命ずること、外来生物法等に違反した場合で生態系等に係る被害が生じ又は生じるおそれがあると認めるときは許可を取り消すことができる。
- 「特定外来生物被害防止基本方針」(平成16年10月15日閣議決定。以下「被害防止基本方針」という。)においては、規制の実効性を確保するため、入りの徹底などにより飼養その他の取扱いの状況に関する情報収集に努めるものと規定



主な調査結果

- 外来生物法施行の平成17年6月当時、埼玉県、栃木県及び群馬県の条例により危険な動物又は特定動物とされていた特定外来生物を飼養していた12事業者等について飼養等の許可の取得状況を調査した結果、4事業者等については無許可飼養の事例あり
 - ① 調査日現在までの8年間、ワピチ(シカ属)、アカシカ及びファロージカを継続して無許可で複数飼養(1事業者)。平成20年3月、飼養等の許可申請があった際、関東地方環境事務所は、飼養等施設を維持管理する権原を証する書類の提出を求めたが、約2年を経過しても提出がないとして許可申請書を返却し、それ以降放置
 - ② 平成18年10月から23年10月までは飼養等の許可を受けていたが、その前後は、無許可でタイワンザル及びカニクイザルを飼養(1事業者)。許可期間満了に際し、関東地方環境事務所から許可更新に係る事務連絡を受けているが、事業者は更新申請を失念したとしている。
 - ③ 調査日現在までの8年6か月間、在来種と誤認していたとして、アカゲザル(4匹)を無許可で飼養(1団体)
 - ④ 平成19年冬期までの2年間、国や地方公共団体からの指導はなく、許可申請の必要性を知らされていなかったとして、カニクイザル(1匹)を飼養(1人)
- 以上のほか、無許可飼養の事例あり
 - ⑤ カダヤシが生息域を広げている原因、理由を究明するとして、許可を受ける必要があることを知りながら、許可申請を行うことなく、カダヤシ(13匹)を飼養して平成22年9月から23年12月まで研究(1団体)
 - ⑥ 在来種のシマリス(100匹)、ジリス(1匹)及びモルモット(20匹)とともに、特定外来生物のキタリス(15匹)を展示するとして、平成19年6月、第一種動物取扱業の登録を行ってキタリスを飼養していたが、外来生物法の飼養等の許可申請を行っていないもの(1事業者)
 - ⑦ 展示目的で、平成22年7月までの4年間にわたり無許可でアライグマ(7匹)を飼養(1事業者)
 - ⑧ 展示目的で、平成17年8月にアライグマ(2匹)を譲り受けているが許可申請を行っていない期間があり、また、20年7月にフクロギツネ(2匹)を譲り受けたが、これらが死亡した同年8月、24年7月までの間、許可申請を行っていないもの(1事業者)

通知事項



【関東地方環境事務所、関東農政局】

- ① 都県条例に基づく飼養の許可を受けていた特定外来生物、許可の更新申請が行われていないもの及び特定外来生物を新たに譲り受けたものについて、現在の飼養状況に関する情報を収集の上、飼養等の許可を受けていない者に対しては、取扱い制度、手続、許可基準等を通知し、許可申請等の必要な手続を行うよう指導するとともに、当該指導に応じない者に対しては立入りを行う等厳正に対処すること。
- ② 都道府県、同教育委員会等の協力を得て、学術研究の目的で新たに特定外来生物の飼養等を行う者の情報を収集の上、許可申請等の必要な手続を行っていない者に対しては、立入りを行う等厳正に対処すること。
- ③ 動物愛護管理法に基づき新たに動物取扱業の登録を行った者の情報を収集の上、これらの者に対し、特定外来生物の同定マニュアル及び取扱いに関する制度、手続、許可基準等について、周知徹底を図ること。

(2) 飼養等の許可を受けていない者への譲渡し等の禁止

制度の概要



フクロギツネ(環境省HPより)

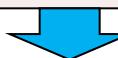
- 特定外来生物の譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引受け(以下「譲渡し等」という。)は、原則禁止。違反した者には罰則(1年以下の懲役又は100万円以下の罰金等)の適用あり。譲渡し等の禁止の適用除外は、飼養等の許可を受けた者同士の間の譲渡しなど一定の場合に限定
- 飼養等の許可の条件として、譲渡し等を行った場合には、当該譲渡し等を行った相手方の住所、氏名、職業(相手方が法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業)、許可番号及び許可年月日を主務大臣に届け出

主な調査結果



- 展示を目的としてアライグマ等の飼養等の許可を受けている12事業者(埼玉県内6事業者、栃木県内3事業者、群馬県内3事業者)を抽出調査した結果、アライグマ及びフクロギツネの飼養等の許可を受けている事業者が、飼養等の許可を受けていない同じ企業グループの他の事業者に對し、平成17年8月にアライグマ(2匹)、20年7月にフクロギツネ(2匹)を譲り渡したものあり(1事例、再掲)
- 特定外来生物の無許可等の飼養等の疑いで関東地方環境事務所に情報提供があった事案について、処理記録が作成されているのは、平成24年度の3件のみ。このうち、同事務所は、飼養等の許可を受けた事業者が、無許可の事業者に生きたモクズガニを譲り渡している旨の情報を入手しながら、前者に対する指導までには至っていないものあり(1事例)

通知事項



【関東地方環境事務所、関東農政局】

- ① 飼養等の新規許可及び更新許可の際に、飼養等の許可を受けていない者等に特定外来生物の譲渡し等を行わないよう指導すること。
- ② 特定外来生物の無許可での飼養等の疑いで情報提供があった事案について、処理記録を作成・保管し、無許可での飼養等に至った経緯等を収集の上、飼養等の許可を受けていない者等に特定外来生物の譲渡し等を行った者に対して厳正に対処すること。

(3) 許可条件の遵守

制度の概要

- 飼養等の許可条件は、①飼養等の状況の確認及び特定飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと、②飼養等を開始したときは、主務大臣が定める期間内に、特定外来生物の個体又は器官について、マイクロチップの皮下への埋込み、タグ又は脚輪の取付け、標識又は写真の掲示その他の外来生物法の許可を受けていることを明らかにするための措置を講じ、主務大臣に届け出ること
- 特定飼養等施設の基準、飼養等の許可の有効期間、届出が必要となる特定外来生物の数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間、許可を受けていることを明らかにするための措置(以下「識別措置」という。)の内容及び当該届出の方法等については、環境省及び農林水産省の告示により、特定外来生物の種類ごとに具体的に定め



アキシスジカ(環境省HPより)

主な調査結果

- 関東地方環境事務所は、特定外来生物の飼養等の許可を受けている者への立入検査をこれまで実施したことなし
- 今回、生業の維持目的としてモクズガニ等の飼養等の許可を受けている30事業者(埼玉県内10事業者、栃木県内11事業者、群馬県内9事業者)及び展示目的としてアライグマ、カミツキガメ等の飼養等の許可を受けている12事業者(〃6事業者、3事業者、3事業者)の合計42事業者を抽出し許可条件の遵守状況を調査した結果、次のとおり不適切な事例あり
 - ① 許可申請書に添付されている水槽型飼養施設と異なる、ふたがなく、施錠設備が設けられていない特定飼養等施設の基準を満たしていない水槽でカミツキガメ(3匹)を飼養しているもの(1事例)
 - ② 飼養等の許可を受けた頭数(12頭)を超える13頭のアキシスジカを飼養しているが、個体数の増加の届出を行っていない等、特定外来生物の数量の変更届出が不適切なもの(8事例)
 - ③ 飼養しているカミツキガメへのマイクロチップの埋込みを行っていないなど、識別措置を講じていないもの(5事業者)



通知事項

【関東地方環境事務所、関東農政局】

- ① 飼養等の許可を受けている者に対し、届出の遵守について指導を徹底すること。
- ② 飼養等の許可を受けている者からの特定外来生物の数量の変更、識別措置等に係る届出状況を踏まえ、許可条件を遵守していない者に対しては、立入検査を行う等厳正に対処すること。

2 特定外来生物の防除の推進



制度の概要

- 特定外来生物による生態系等に係る被害が生じ、又は被害が生じるおそれがある場合において、当該被害の発生を防止するため必要があるときは、主務大臣及び国の行政機関の長(以下「主務大臣等」という。)は、防除を行うとし、また、主務大臣等は、関係都道府県の意見を聴いて、防除の対象となる特定外来生物の種類、防除を行う区域及び期間、当該特定外来生物の捕獲、採取又は殺処分(以下「捕獲等」という。)等を定め、公示しなければならないとされている。

平成26年3月現在、107種類の特定外来生物のうち96種類について防除に関する告示が公示され、アライグマ、ブルーギル等の哺乳類及び魚類10種類は環境省及び農林水産省の所掌、オオキンケイギク、オオハンゴンソウ等の植物5種類は環境省及び国土交通省の所掌、残る81種類は環境省の所掌となっており、これら3省は、所掌する種類の特定外来生物について、全国的な生息(生育)状況及び被害状況を把握するため、情報の収集に努めるとともに、収集した情報の整理及び提供を行なっている。

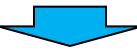
- また、政府は、被害防止基本方針において、「地域の事情に通じている地方公共団体や民間団体が行う防除も重要であり、これらの者により防除の公示内容に沿って防除が積極的に進められることが期待される」とし、外来生物法に基づく確認及び認定を通じて、地方公共団体及び民間団体等による特定外来生物の防除を推進するとしている。

主な調査結果



- 関東地域のアライグマ、羽田沼(栃木県)のオオクチバス及び印旛沼(千葉県)周辺のカミツキガメ、関東地方整備局管内の直轄国道及び直轄管理河川におけるオオキンケイギク等植物5種類の特定外来生物については、生息(生育)状況等に関する情報が収集されており、また、平成26年度には、狭山丘陵におけるキタリスの生息調査が予定されているが、これら以外に、国の行政機関による特定外来生物の生息(生育)状況等に係る情報収集はみられない。
- 埼玉県、栃木県及び群馬県内の124市町村(埼玉県63市町村、栃木県26市町村、群馬県35市町村)に対し市町村内の特定外来生物の生息(生育)及び防除実施の有無について照会した結果、120市町村から回答があり、アライグマは、県が主務大臣の確認を受け、県・市町村主体の防除を推進しており、ある程度の防除が進んでいる一方、市町村が生息するとしている他の特定外来生物(21種類)については、防除されていない(ウシガエル、ガビチョウ等14種類)、防除が低調(ブルーギル、アレチウリ等7種類)で、防除が進んでいない状況。また、市町村からは国で対策を考えてほしい等の意見あり
- 関東地方環境事務所は、無許可での飼養等の疑いで情報提供があった事案の処理過程において、米軍横田基地近くの雑木林にソウシチョウが多数生息しているとの情報を入手しているが、制度上保全を図る地域と認められない等として、当該生息状況の事実確認を未実施

通知事項



【関東地方環境事務所】

- ① 特定外来生物の防除の必要性及び有効性について一層の理解を得るための周知・広報を強化するほか、地方公共団体、民間団体等に協力を求めて、特定外来生物の生息(生育)、被害及び防除実施の状況に関する情報を広く収集・整理し、提供するとともに、計画的な特定外来生物の防除並びに地方公共団体及び民間団体等に対する積極的な技術支援を行うこと。
- ② 特定外来生物の無許可での飼養等の疑いで提供された情報を契機として特定外来生物の生息(生育)実態を把握し、必要に応じ防除を行うこと。